

農業会議通信

◆ 半夏生が過ぎると、いよいよ暑い夏である（あつてほしい）。この時期は、まだ、第一四半期が終わったばかりと思うか、はたまた、今年も早や半年が経ち、もはや後半と考えるかはそれぞれであるが、私などは後者の方で、これからは毎日、少しずつ日が短くなるのだと寂しくさえる。

早いと言う意味では、前嶋山総理はわずか8ヶ月余で交代するこ

農地パトロールに総力の結集を

ととなった。これらの類は早くても良いというものではない。歴史的な大転換した我が国農政が再び揺らぐことのないよう長期展望のある力強い農政を展開してほしいものである。

◆ 改正農地法等の施行から6ヶ月が経過した。農地転用の規制を強化する政省令が6月1日から適用され、まさに新たな農地制度の本格的なスタートである。農業会



議では農地相談センターを設置し、農地相談員を中心に対応する体制を整備した。農業委員会と連携して業務に当たりたい。また、農地法の改正で、毎年、農地の利用状況調査が農業委員会に義務付けられた。この調査は、これまでの農地パトロール、耕作放棄地全体調査のフォローアップ調査と一体のものとして位置づけ、全体を包括した実施が効果的と考え、今年度も、8月から11月を県下統一の農地パトロール月間とする実施要領を、先般、発したところである。

今年度からの調査は、これまでも増して重要な意味をもつものである。体制づくりを進め、関係者の総力を結集した活動をお願いしたい。

◆ 農業委員会の皆さんに、活動記録カードを提出していただきたい。特に、21年度から自らの活動の成果や思いを書いてもらうことにしたが、一生懸命、また、創意工夫しながら取り組まれたことがひしひしと伝わる内容の濃いものがたくさんあった。この目的が記録することにあるのではなく、今後の活動に活かすとともに、農業委員会の評価向上に結びつけてはじめて意義あるものになる。

農業会議としても何らかのかたちでフィードバックしたいと考えている。

岩手県農業会議 会長 佐々木 正勝

農地パトロールの実施について

遊休農地の発生防止・解消と優良農地の確保等を図るため、平成二十二年度の「農地パトロール（利用状況調査）実施要領」を策定しましたので、左記のとおり各農業委員会における取り組みをお願いいたします。

一 実施時期

あらかじめ農地パトロール月間を設定する。

二 対象農地

重点地域（農地が集团的に利用されている地域等、遊休農地が周辺農業に及ぼす影響の大きい地域）を優先的に対象とするが、その他の地域についても実施する。

三 実施内容

重点地域及びその他の地域における農地の利用実態の把握、農地法の許可案件等の履行状況の調査・確認、さらには農地の違反転用の早期発見などを行う。

四 実施体制

農地パトロールは、遊休農地・違反転用等の発生を未然に防止するためにも、農業委員の担当地区を定めるとともに、市町村や関係機関・団体等の協力を得て実施する。

五 実施方法

実施にあたっては、重点地域から順次調査を行うものとするが、所有権に関する仮登記上の権利や、農地法第三条第三項に基づく権利が設定されている農地等、特に注意して調査すべき地域又は農

地を明確にして調査する。

六 事前準備

実施時期や実施方法を明らかにした実施要領等を作成するとともに、関係者を集めた推進会議を開催し、実施要領の徹底を図る。

また、目に見える取り組みとするため、農地パトロール三点セット（マグネット板、腕章、キャップ）等を用意する。

さらに、農業委員会の取り組みを広く周知するため、あらかじめ農地パトロールを実施する旨をマスコミや、農業委員会だより等で広報に努める。

七 調査結果の整備

農地パトロール終了後、関係者による報告会を開催し、現状と課題を整理するとともに、農地の利用状況、遊休農地に対する指導内容などを農地基本台帳や地図で管理する。

八 事後指導の実施

農地パトロールで把握した遊休農地、違反転用については、改正された農地法に基づく是正指導等を確実にを行う。

改正農地法の施行から6ヶ月経過して

農地法等4法が改正され昨年12月15日に施行されましたが、特に農地法は、昭和27年制定以来、約60年を経ての大幅な改正となるものです。改正の主眼は、①農地のこれ以上の減少を食い止め

農地を確保するとともに、②農地の貸借を促進し効率的利用を図ろうとするものです。

施行から6ヶ月が経過しましたが、この間の主な動きを見てみると、例えば「下限面積要件の弾力化」については、7市町村が新たに要件を緩和（このほか5市町村は改正法施行以前に緩和）し、さらに7市町村が今後緩和について検討することとしています。中には、要件緩和後すぐに30アールでの新規就農案件が出されタイムミングよく許可されたというものもあります。また、改めて検討した結果、50アール要件を維持することとして総会で決定した例もあります。これも「下限面積要件を変更できるのに、我が市町村はなぜ変えないのか、理由はなにか」という疑問に対して、説明責任を果たすことにもなるものといえます。それぞれ地域の実態や農地利用の状況や農業振興のあり方に対する考え方によってその対応はいろいろだと思えます。ただ共通しているのは、今回の法改正の趣旨である「農地と人を守り活かす」ことの重要性に対する認識でしょう。

「相続の届出義務」については、かなりの件数が履行されているようです。これは、農業委員会の積極的な周知活動のほか、各地の司法書士さんからのアドバイスも大きいようです。なお届け出漏れのないよう今後とも周知・徹底を図りたいものです。

「解除条件付の農地法3条許可」については、一般法人や常時従事者以外の個人の貸借でも解除条件付で許可が可能となりましたが、建設会社を中心に数件の許可等案件が農地法3条と農業経営基盤強化促進法でありました。現在までのところ、総じて法改正に伴う農業委員会の事務処理は適正に実施されており、良いスタートが切れたと思っております。

こうした中で、農業会議においては改正農地法の周知や農家等からの農地に関する苦情・相談に対応するため、農地相談センターを設置し農地相談員を中心とした体制を整備しました。開設以来いろいろな相談や問い合わせが農家から直接、あるいは農業委員会を通じて寄せられています。

いくつかご紹介すると、農地の所有者から低利用地の農地を売るか貸したい（面談の上農業公社に案内、農委の斡旋も指導）、改正法を受けて外食産業からの大規模な農地貸借の希望（コーデイナー、農委に低利用農地の紹介を依頼、後日現地案内実施）、県外畜産業者からの草地の取得希望、ヤミ小作を行っているが不動産業者に仮登記されてしまった農地の継続利用の方法、さらには、就農相談会で婿（養子）探しの依頼まで様々な相談があります。今後とも農業委員会とも連携しながら、出来るだけ懇切丁寧な対応を心がけていきたいと考えています。また、農地転用規制の強化のた

「農業者年金10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」達成に向けた市町村別加入推進目標数

市町村名	加入推進目標数			3カ年目標数
	22年度	23年度	24年度	
盛岡市	13	13	13	39
宮古市	2	2	2	6
大船渡市	1	1	1	3
花巻市	13	13	13	39
北上市	6	6	6	18
久慈市	4	4	4	12
遠野市	7	7	7	21
一関市	13	13	13	39
陸前高田市	1	1	1	3
釜石市	1	1	1	3
二戸市	12	12	12	36
八幡平市	11	11	11	33
奥州市	16	16	16	48
雫石町	5	5	5	15
葛巻町	3	3	3	9
岩手町	10	10	10	30
滝沢村	3	3	3	9
紫波町	5	5	5	15
矢巾町	2	2	2	6
西和賀町	2	2	2	6
金ヶ崎町	4	4	4	12
平泉町	1	1	1	3
藤沢町	2	2	2	6
住田町	1	1	1	3
大槌町	1	1	1	3
山田町	1	1	1	3
岩泉町	4	4	4	12
田野畑村	1	1	1	3
普代村	1	1	1	3
軽米町	3	3	3	9
野田村	1	1	1	3
九戸村	4	4	4	12
洋野町	3	3	3	9
一戸町	7	7	7	21
合計	164	164	164	492

農業者年金加入推進の
取り組みに向けて

めの政省令が6月1日から適用され、すでに農業委員会においてはこれらに該当する案件の処理が行われているところであり、審査の公正・公平性、透明性を確保し、遺漏なきを期していただきたく農業会議としても出来るだけの支援をしていきたいと考えています。

平成19年度から21年度まで全国運動として実施した「農業者年金加入者10万人早期達成3カ年計画」は、10万人という全国目標と都道府県別目標を掲げることにより加入推進の機運を高める大きな役割を果たしました。また、関係者の熱心な取り組みの成果により、新規加入者も大幅に増加しま

した。しかしながら、21年度末の加入者累計は95,565人となり、結果として10万人の目標には届きませんでした。現在の農業者年金制度は、任意加入制ですが、農業者の老後の生活の安定・福祉の向上を図るといふ観点に立てば、資格者のより多くの加入を目指して普及・啓発活動を継続的に取り組む必要があります。

このことから、独立行政法人農業者年金基金では、前3カ年計画の加入者10万人目標は一つの通過点であるとして、「農業者年金10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」を新たに立ち上げ、平成22年度から更なる新規加入者の拡大に向けた全国運動を展開することにしました。この新計画は、農業者年金基金、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会及び全国農業者年金連絡

協議会の四者が今年3月末に行った申し合わせに基づき、策定されたものです。岩手県においては、別表にもあるように、平成22年度から24年度までの3カ年間に毎年164人の新規加入者を目標として掲げ、その達成に向けた取り組みを展開していくこととなりますが、本年度、農業委員会やJA等の市町村段階の受託機関において次の方針に沿って活動を実施することになります。

- ① 加入推進体制の整備
農業委員会及びJAは相互に連携しつつ、戸別訪問を効果的に行えるよう旧村単位等の加入推進班を整備する。加入推進部長には推進班のリーダーとして指導的役割を担っていただきます。
- ② 「加入推進活動計画」の策定及び進捗状況の管理・検証
農業委員会、JA等による「対策会議」を開催し、活動計画の検討、毎月又は4半期毎等の定期的な進捗管理・検証を行う。
- ③ 「強調月間」の設定
日常の加入推進活動に加え、制度の周知徹底及び戸別訪問等を集中的に行う「加入推進強調月間」を設定し、効果的な加入推進活動を実施する。

以上のことを踏まえて本年度の加入推進目標が達成されますようよろしくお願いいたします。

戸別所得補償制度の
導入に関する要請

岩手県農業会議では、5月20日、佐々木会長ほか3名で、県に対して戸別所得補償制度の導入に関する要請を行いました。

この要請は戸別所得補償の本格実施に向け、県が独自に国に対して要望を行うことに対応したもので、「農業予算の安定的な確保」を始め、6項目に渡ったものとなっております。要請を受け、小田嶋県農林水産部長からは「農業者が将来展望を持って取り組めるよう、国への要望に反映させるとともに、本県でできるものについては、本県で行いたい。」との回答がありました。



戸別所得補償

平成21年度活動記録カードの中から

21年度の活動記録カードと年度総括について全農業委員会から提出いただきました。お忙しい中、ありがとうございます。そこで今回はその集約結果について紹介いたします。

申すまでもなく、活動記録カードは農業委員の活動強化を図る上で（それぞれが1年間の活動目標をたて、それを踏まえて活動、実践し、それを総括・評価し、次年度の活動計画に反映させるといったPDCAサイクルで活動展開していくというねらいがあります。）大変大事なものと考えられます。平成21年度から国の指導通知により、毎年度農業委員会ごとに活動計画を作成し、その実績を点検・評価することとされましたが、これに活動記録カードの結果を反映させることによって、さらに内容のあるものになると考えます。

今年度の活動記録カードを全体的に集計したのが次の表で、大変な活動をしていただいていることが如実に数字に表れています。内容的には「業務全般」が最も多いが、農業委員としての法定業務に関するもののほか、21年度は農地法等が改正されたことから会議、研修会が集中的に開催されたことによるものです。それ以外でみると、「農地流動化」、「耕作放棄地対策」等農地の有効利用や「農地転用」など農地関係が大部分を占め、次いで、「地域行事」、「農政全般」で、地域の実情や農家の要請に對

応した具体的かつきめ細かな活動を窺うことができません。いずれ、総じて今日的な課題が上位を占めております。

次に年度総括について、少し乱暴な要約ではありますが、ユニークな内容のもの、ドキッとくるものや頭の痛い話、深刻な内容など印象に残ったものを中心に紹介いたします。いずれも共通なことは、真摯に考え悩みながらも委員の使命を果たすべく頑張っているものばかりであることを付け加えさせていただきます。

・自分が農業委員であることを先ず知ってもらうためのアピール活動に勤めた1～2年生委員。

・先ずは委員として自分が率先垂範せねばと、エコファーマー、家族経営協定や産直活動、集落営農活動に励んだ事例。

・委員としての基礎、応用知識を得るため積極的に研修会に参加し、自己勉強やベテラン同僚委員へのアプローチを心がけている想いがひしひしと伝わってくるもの。

・農地パトロールで不法・悪質な事例に遭遇し、改めて未然防止等に決意を新たにしている事例。

・人間のさかにも戸惑いながらも、がむしゃらに、あるいは冷静に対応し利用権設定にこぎつけた活動紹介（満足感や達成感が感じられる。こういう事例が一番多かった。）

・耕作放棄地解消に地域や人の条件に合わせ、関係者の力も借り、工夫しながら解消し、次も頑張りたいと決意を新たにしている事例。

・自分の活動で成果が上がってきたので、よりし、つぎも取り組むぞ、という委員。

・農業者年金や新聞の推進で、苦勞しながらもなんとか加入や購読者の確保が

図られた事例、達成した満足感を淡々と表現されていた。地域が高齢化や土地持ち労働者ばかりで、壁に突き当たっている事例。

・なんであれ、自分は足で稼ぐタイプと位置づけ、対象農家や現地農地へ日参月参して、試行錯誤しながらも粘り勝ちした事例。

・うちの地域は、高齢化、総兼業化で担い手もいないとして、農地の遊休化に對したただただ無力感を感じているとするもの。

・一方少し切り口を変えてみると、次のような類型にとらえることも出来ます。

・提案型—農業委員会活動そのものへの提案型（紙面の関係で割愛するが、傾聴に値するものも多い）農業政策（国、県、市町村）に対する提言（これらは農業委員会系統としての役割である農政への建議や要請活動にも結びつくものである）

・農政批判型—なかにはもっともと思われるものが多く、農政への提言につながる。

・消極型—これはきわめて少なかつたが、自分だけではどうにもならないの思いからか、何人かあった。こういう意見について、組織としての活動のあり方に結び付けて議論してみてもどうか。大事なことである。

いづれ自らの活動の一里塚として、改めて活動記録を振り返ってみることは、今後の活動に倍にも3倍にもなつて活かされることになりません。例えば、それぞれの活動を持ち寄つて意見交換をしたり、農業委員の活動のあり方について検討する際にも格好の資料となります。また、これを全体として取りまとめれば、農家や地域でどういことが問題になっているか、課題は何か、などがよく見えてきます。今後とも、ぜひご理解のうえ、記録への記入と有効活用をお願いいたします。

平成21年度 岩手県農業委員活動記録カード集計結果
活動内容別活動件数

活動内容	集計結果	割合(%)
農業委員会業務全般	9,693	34.1
農地流動化(売買・賃借)	2,360	8.3
遊休農地(耕作放棄地)	1,957	6.9
地域行事(農業委員として出席)	1,587	5.6
農地転用	1,522	5.4
農政(事業、制度等)全般	1,288	4.5
農業者年金・経営移譲	816	2.9
土地改良・圃場整備	576	2.0
農地・水・環境保全向上対策	575	2.0
地産地消・産直	571	2.0
食農教育	483	1.7
行政全般	483	1.7
農作業受委託	442	1.6
全国農業新聞・情報提供	422	1.5
政策要望	411	1.4
集落営農・特定農業団体・特定農業法人	407	1.4
相続・贈与	401	1.4
認定農業者	399	1.4
中山間地域等直接支払	346	1.2
水田経営所得安定対策・米政策改革	281	1.0
家族経営協定	272	1.0
農地賃借料・農業労賃・農作業料金	244	0.9
新規就農者・農業後継者・結婚相談	226	0.8
紛争の調停・仲介	162	0.6
鳥獣害	150	0.5
不法投棄	131	0.5
農業生産法人・株式会社	82	0.3
簿記・青申	51	0.2
市民農園	38	0.1
農業税制	36	0.1
制度金融	12	0.0
その他	1,983	7.0
計	28,407	100.0

編集・発行人／事務局長・三浦良夫

〒020-0024

盛岡市菜園一丁目4番10号(第一産業会館4階)

電話〇一九一六二六―八五四五 印刷／川口印刷工業株式会社



農政の動きを知り経営に役立てる週刊でお届けする『全国農業新聞』は

- 農業者の公的代表機関「農業委員会系統組織」が編集・発行しています。
- 毎週金曜日発行の解説版農業総合専門紙です。
- 第3週号(県版)で身近な話題をお届けします。
- まとめて読める週刊紙です。

“目に見える”活動のために…

農地パトロール3点セット

農業委員キャップ

●メッシュタイプ

コード番号:16-102/定価:1,000円(税込)

●布地タイプ

コード番号:17-NC/定価:1,200円(税込)



デザイン一新!



農地パトロール・マグネット板

●サイズ:天地15cm×幅54cm

コード番号:16-100/定価:1,800円(税込)

農業委員会腕章(布製)

コード番号:16-101/定価:800円(税込)

農地制度実施円滑化事業で購入できます!

全国農業図書も活用下さい。

お申し込みは、岩手県農業会議へ

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目4番10号(第2産業会館4階) TEL (019)626-8545 FAX (019)629-9210

22年7月から9月までの主要な行事

7月16日(金)

第358回岩手県常任会議員会議 (エスポワールいわて)

平成22年度岩手県農業会議臨時総会 (エスポワールいわて)

岩手県農業者年金連絡協議会総会 (エスポワールいわて)

7月26日(月)~27日(火)

東北地区稲作経営者現地研究会 (花巻市)

8月

法人化説明会 (盛岡市ほか1カ所)

8月12日(木)

第359回岩手県常任会議員会議 (エスポワールいわて)

8月26日(木)

東北・北海道農業活性化フォーラム (北海道)

9月15日(水)

第360回岩手県常任会議員会議 (エスポワールいわて)

編集後記

○宮崎県で発生した口蹄疫は関係者の必死の努力にもかかわらず、甚大な被害を被りました。農家及び対策関係者の疲労は限界に近づいており、一刻も早い終息と被害のあった農家の経営再建を願って止みません。

農業委員会系統組織による義援金の募集が行われましたが、本県の農業委員会からもたくさんの方の、尊いお金が寄せられております。この場をお借りしてご寄付いただいた農業委員始め関係者の皆様に深く感謝申し上げます。(三浦)